

○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

本店第二営業部歩合外務員は、平成3年7月から7年4月までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多回にわたり行った。

当該歩合外務員が行ったこれらの取引は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められる。

当該歩合外務員が行った上記取引のうち、平成3年12月31日以前に行われた取引は、旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

また、平成4年1月1日以降に行われた取引は、証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成7年11月20日、A証券会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成7年9月5日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の本店第二営業部歩合外務員について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成7年10月13日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に

対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、10月25日付で、前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、顧客の口座を使用して自己の計算に基づく株式の多数回にわたる売買は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められ、証取法第50条第1項第6号の規定に基づく健全性省令第2条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められたので、証取法第64条の3第1項の規定に基づき、平成7年10月27日から平成7年12月26日までの2か月間、当該外務員の職務の停止を命じた。

(2) 検査の結果に基づく勧告〔事案2〕

① 委員会の行った勧告の内容

委員会は、財務局長等がB証券会社を検査した結果、当該証券会社の役員に係る法令違反の事実が認められたので、平成7年9月12日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

常務取締役商品本部長（当時）は、平成4年1月から6年2月までの間、また、常務取締役東京営業部担当（当時）は、5年2月から6年6月までの間、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全て又は一部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約

を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行した。

当該両常務取締役が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全て又は一部について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成7年11月10日、B証券会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成7年9月19日付をもって日本証券業協会会长に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の次の者について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- ・常務取締役商品本部長（当時）
 - ・常務取締役東京営業部担当（当時）
- 〔以上、証取法第50条第1項第3号違反〕

- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成7年10月17日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、10月25日付で、前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員2人が行った、株式の売買取引の受託

につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全て又は一部について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証引法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められたので、証取法第64条の3第1項の規定に基づき、それぞれ外務員について、以下のとおり外務員の職務の停止を命じた。

- ・外務員の職務の停止 平成7年10月27日から平成8年1月26日までの3か月間
常務取締役商品本部長（当時）
- ・外務員の職務の停止 平成7年10月27日から平成7年11月9日までの2週間
常務取締役東京営業部担当（当時）

(3) 検査の結果に基づく勧告〔事案3〕

① 委員会の行った勧告の内容

委員会は、財務局長等がC証券会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成7年10月17日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

a 支店営業員は、平成5年3月から7年4月までの間、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄及び数に

ついては顧客の個別の取引ごとの同意を得るもの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託・執行した。

当該営業員が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成8年2月8日、C証券会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

(1) 平成7年10月20日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の次の者について、適切な措置を講ずるよう通知した。

a 支店営業員

〔証取法第50条第1項第3号違反〕

(2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成7年12月21日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、12月26日付で、前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、株式の売買取引の受託につ

き、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められたので、証取法第64条の3第1項の規定に基づき、平成7年12月28日から平成8年1月27日までの1か月間、当該外務員の職務の停止を命じた。

(4) 検査の結果に基づく勧告〔事案4〕

① 委員会の行った勧告の内容

委員会はD証券会社a支店を検査した結果、当該証券会社に係る法令違反の事実が認められたので、平成7年10月27日、大蔵大臣に対して行政処分を行うよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 安定操作期間内の自己の計算による買付け

会社は、平成元年5月から7年2月までの間、元引受契約を締結している複数銘柄の株券及び転換社債券の安定操作期間内において、当該複数銘柄の発行者の発行する株券及び転換社債券につき、法令で認められている「安定操作取引」又は「注文の過誤訂正等のための取引」のいずれにも該当しない自己の計算による買付けを多数回にわたり行った。

会社が行った上記自己の計算による買付け行為は、外証法第17条、外証法省令第21条第4項で準用する証取法第50条第1項第6号に規定する健全性省令第2条第6号イで定める「元引受証券会社による安定操作期間内の自己の計算による買付けをす

る行為」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成 8 年 1 月 29 日、D 証券会社に対して以下のような行政処分を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 証券会社に対する処分

貴委員会が認定した事実に基づき、平成 7 年 10 月 30 日に当該証券会社に対し聴聞を行った結果、行政処分を相当とする法令違反が認められたので、11 月 2 日に次のとおり業務停止を命じた。

当該証券会社 a 支店は、同支店が元引受契約を締結している銘柄の安定操作期間内において、当該銘柄につき法令で認められている「安定操作取引」又は「注文の過誤訂正等のための取引」のいずれにも該当しない自己の計算による買付けを多数回にわたり行った。

当該証券会社 a 支店が行った上記の行為は、外証法の規定に基づく外証法省令第 21 条第 4 項において準用する証取法第 50 条第 1 項第 6 号の規定に基づく健全性省令第 2 条第 6 号イに規定する「元引受証券会社における安定操作期間内の自己の計算による買付けをする行為」に該当すると認められたので、外証法第 12 条の規定に基づき、平成 7 年 11 月 7 日から 11 月 8 日までの間、a 支店裁定取引部（アジア・ポートフォリオ・トレーディング）の業務の一部（株式に係る自己売買業務）の停止を命じた。

なお、自主規制機関においても、当該証券会社に対して以下のようないくつかの措置が執られている。

1. 日本証券業協会は、平成7年11月20日に当該証券会社に対し、定款第25条第1項の規定に基づき、謹責処分を行うとともに、同第26条の規定に基づき法令の遵守を徹底するよう勧告した。
2. 東京証券取引所は、平成7年11月20日に当該証券会社に対し、定款第50条第1項第9号の規定に基づき、戒告処分を行った。

(5) 検査の結果に基づく勧告〔事案5〕

① 委員会の行った勧告の内容

委員会は、財務局長等がE証券会社を検査した結果、当該証券会社の役員に係る法令違反の事実が認められたので、平成7年11月10日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

a 支店取締役支店長（当時）は、平成4年1月から7年2月までの間、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることのできる旨の契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託・執行した。

当該取締役支店長が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成 8 年 2 月 8 日、E 証券会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

(1) 平成 7 年 11 月 20 日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の次の者について、適切な措置を講ずるよう通知した。

a 支店取締役支店長（当時）

〔証取法第 50 条第 1 項第 3 号違反〕

(2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け平成 7 年 11 月 14 日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、12 月 26 日付で、前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができる内容とする契約を締結する行為は、証取法第 50 条第 1 項第 3 号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められたので、証取法第 64 条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成 7 年 12 月 28 日から平成 8 年 4 月 27 日までの 4 か月間、当該外務員の職務の停止を命じた。

(6) 検査の結果に基づく勧告〔事案 6〕

① 委員会の行った勧告の内容

委員会は、財務局長等がF証券会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成8年2月6日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

a 支店営業部次長は、平成5年3月から7年1月までの間、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別及び銘柄については顧客の個別の取引ごとの同意を得るもの、数及び価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることのできる旨の契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託・執行した。

当該営業部次長が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成8年4月5日、F証券会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

(1) 平成8年2月7日付をもって日本証券業協会会長に対し、

貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の次の者について、適切な措置を講ずるよう通知した。

a 支店営業部次長

〔証取法第50条第1項第3号違反〕

(2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成8年3月7日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、3月18日付で、前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別及び銘柄について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められたので、証取法第64条の3第1項の規定に基づき、平成8年3月21日から平成8年4月20日までの1か月間、当該外務員の職務の停止を命じた。

(7) 犯則事件の調査の結果に基づく勧告〔事案7〕

① 委員会の行った勧告の内容

委員会は、犯則事件の調査をした結果、G証券会社並びに当該証券会社の役員及び使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成8年3月1日、大蔵大臣に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

1. 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為

G証券会社は、下記の当時の役職員の関与により、平成4年5月から平成6年11月にかけて、有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、同社がその自己勘定で行った株式売買取引を、当該顧客から委託を受けて行った株式売買取引であるかのように仮装し当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、財産上の利益を提供した。

上記行為は、証取法第50条の3第1項第3号及び第199条第1号の6に規定する「有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、財産上の利益を提供する行為」に該当すると認められる。

記

G証券会社	代表取締役社長
	常務取締役（当時）
	常務取締役（当時）
	取締役
	取締役
	本店営業部長（当時）
	本店営業部付部長（当時）
	事業法人部付部長（当時）
	株式部長（当時）

- a 支店支店長（当時）
- b 支店支店長（当時）
- c 支店支店長（当時）
- d 支店副支店長（当時）
- d 支店副支店長

2. 取引一任勘定取引の契約の締結

常務取締役（当時）は、複数の顧客の株式の売買取引等の受託につき、平成4年8月から平成6年10月までの間及び平成4年4月から平成6年11月までの間、それぞれ顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができる旨の契約を締結した上で、取引を受託・執行した。当該常務取締役が行った、株式の売買取引等の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成8年7月9日、G証券会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

1. 証券会社に対する処分

貴委員会が認定した事実に基づき、平成8年3月8日に当該証券会社に聴聞を行った結果、行政処分を相当とする法令違反が認められたので、3月13日に次のとおり業務停止を命じた。

当該証券会社は、有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の一部を補てんし、又はこれらについて、生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、同社がその自己勘定で行った株式売買取引を、当該顧客から委託を受けて行った株式取引であるかのように仮装し当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、財産上の利益を提供了した。

当該証券会社が行った上記の行為は、証取法第50条の3第1項第3号及び第199条第1号の6に規定する「有価証券について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、財産上の利益を提供する行為」に該当すると認められたので、証取法第35条第1項の規定に基づき、平成8年3月18日から5月12日までの間、株券に係る自己売買業務及びa支店の業務のうち株券の売買に係る受託業務を、平成8年3月18日から3月31日までの間、d支店の業務のうち株券の売買に係る受託業務を、平成8年3月18日から3月24日までの間、b支店、c支店、e支店、本店営業部及び事業法人部の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止を命じた。

2. 外務員に対する処分

(1) 平成8年3月4日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の次の者について、適切な措置を講ずるよう通知した。

- ① 代表取締役社長
- ② 常務取締役（当時）

- ③ 取締役
- ④ 取締役
- ⑤ 本店営業部長（当時）
- ⑥ 本店営業部付部長（当時）
- ⑦ 事業法人部付部長（当時）
- ⑧ a 支店長（当時）
- ⑨ b 支店長（当時）
- ⑩ c 支店長（当時）
- ⑪ d 支店副支店長（当時）
- ⑫ d 支店副支店長

以上、証取法第50条の3 第1項第3号（平成4年法律第87号が同5年4月1日から施行されるまでは第50条の2 第1項第3号）及び第199条第1号の6（同第199条第1号の5）に該当。

- ⑬ 常務取締役（当時）

証取法第50条第1項第3号及び第50条の3 第1項第3号（平成4年法律第87号が同5年4月1日から施行されるまでは第50条の2 第1項第3号）、第199条第1号の6（同第199条第1号の5）に該当。

(2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成8年4月24日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、5月1日付で、前記の13名について、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員（代表取締役社長ほか12人）が行った行為（G証券会社が行った、有価証券の売買その他の取引等

につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、同社がその自己勘定で行った株式売買取引を、当該顧客から委託を受けて行った株式売買取引であるかのように仮装し当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、財産上の利益を提供した行為に関与した）は、証取法第50条の3第1項第3号（平成4年法律第87号が同5年4月1日から施行されるまでは第50条の2第1項第3号）及び第199条第1号の6（同第199条第1号の5）に規定する「有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、財産上の利益を提供する行為」に該当すると認められた。

また、同常務取締役（当時）が行った、株式の売買取引等の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められたので、証取法第64条の3第1項の規定に基づき、それぞれの外務員について、以下のとおり外務員登録の取消し及び外務員の職務の停止を命じた。

- イ 外務員登録の取消し
 - ・代表取締役社長（当時）
 - ・常務取締役（当時）
 - ・取締役（当時）
 - ・a支店長（当時）
 - ・本店営業部付部長（当時）

- ・ d 支店副支店長（当時）
- ・ d 支店副支店長

□ 外務員の職務の停止 平成 8 年 5 月 2 日から 11 月 1 日までの 6 か月間

- ・ 常務取締役（当時）
- ・ 取締役
- ・ c 支店長（当時）
- ・ 本店営業部長（当時）
- ・ 事業法人部付部長（当時）
- ・ b 支店長（当時）

(3) なお、株式部長（当時）については、外務員登録をしていないため、公正慣習規則第 8 号「証券従業員に関する規則」第 13 条第 1 項に基づく不都合行為者取扱決定処分（協会処分）を行った。

3. その他の措置

平成 8 年 3 月 13 日付をもって当該証券会社に対し、今回のこうした結果については、誠に遺憾であり、今後かかる行為が繰り返されることがないよう速やかに次の点について措置を講ずるよう通知するとともに、当該証券会社として採った措置について書面にて報告を求めた。

- ① 本件につき責任の所在を明確にすること。
- ② 内部管理体制の充実・強化を図ること。
- ③ 役職員に対し法令・諸規則の遵守に関する意識改革を図ること。

- ④ 法定帳簿に係る事務処理の適正化及びコンピューターシステムの見直しを実施すること。

(8) 検査の結果に基づく勧告〔事案8〕

① 委員会の行った勧告の内容

委員会は、財務局長等がH証券会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成8年4月19日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

- 作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為

平成7年4月17日、本店法人部課長は、特定顧客が、特定の銘柄の株式について成行及び高指値注文の発注による買付けの方法により、当該株式の株価の一定価格までの引上げを行って、第三者との間において当該一定価格での当該株式の売買を成立させることを図っていることを知りながら、当該一連の売買注文を受託、執行した。

当該法人部課長が行った上記受託行為は、証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第3号に規定する「作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成8年8月13日、H証券会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

(1) 平成 8 年 4 月 24 日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の次の者について、適切な措置を講ずるよう通知した。

本店法人部課長

[証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第3号に該当]

(2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成 8 年 6 月 20 日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、7 月 11 日付で前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該外務員が行った、特定顧客が、特定の銘柄の株式について成行及び高指値注文の発注による買付けの方法により、当該株式の株価の一定価格までの引上げを行って、第三者との間において当該一定価格での当該株式の売買を成立させることを図っていることを知りながら、当該一連の売買注文を受託、執行する行為は、証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第3号に規定する「作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為」に該当すると認められたので、証取法第64条の3 第1項の規定に基づき、平成 8 年 7 月 15 日から 7 月 28 日までの 2 週間、当該外務員の職務の停止を命じた。

(9) 検査の結果に基づく勧告〔事案9〕

① 委員会の行った勧告の内容

委員会は、財務局長等がI証券会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成8年6月11日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

a 支店支店長代理（当時）は、平成6年1月から8年1月までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った。当該支店長代理が行ったこれらの取引は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められる。

当該支店長代理が行った上記取引は、証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成8年8月30日、I証券会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

(1) 平成8年6月12日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の次の者について、適切な措置を講ずるよう通知した。

a 支店支店長代理（当時）

[証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号に該当]

(2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成8年7月24日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、8月5日付で前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該外務員は、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行っているが、これらの取引は、証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買等をする行為」に該当すると認められたので、証取法第64条の3第1項の規定に基づき、平成8年8月7日から8月20日までの2週間、当該外務員の職務の停止を命じた。

(10) 検査の結果に基づく勧告〔事案10〕

① 委員会の行った勧告の内容

委員会は、J証券会社を検査した結果、当該証券会社及びその使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成8年6月21日、大蔵大臣に対して行政処分及びその他の適切な措置を行うよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

1. 向い呑み及び呑行為

会社は、平成6年6月から平成7年7月にかけて、複数銘柄の上場株券について複数の顧客に売買取引を勧誘し、勧誘に応じた顧客からの売買の委託注文を有価証券市場に発注することなく、自己が直接に当該株券の売買における顧客の相手方となっているほか、特定銘柄の非上場株券について、複数の顧客に売買取引を勧誘し、勧誘に応じた顧客から売買の委託注文を受けながら、自己が直接に当該株券の売買における顧客の相手方となっている。

上記行為は、証取法第47条に規定する「有価証券に関する同一の売買について、その本人となると同時に、その相手方の取次をなす者となる行為」に該当すると認められる。

また、上記行為のうち上場株券に関する行為については、証取法第129条第1項に規定する「有価証券市場における売買取引の委託を受けた会員が、有価証券市場において売付若しくは買付をせず自己がその相手方となって、売買を成立せしめる行為」にも該当すると認められる。

2. 断定的判断を提供して勧誘する行為

a 支店歩合外務員は、平成3年9月から11月にかけて、自己的手数料収入の確保を図るため、特定顧客に対して、複数銘柄の株券について、その価格が騰貴することの断定的判断を提供して買付け勧誘を行った。

当該歩合外務員が行った上記行為は、証取法第50条第1項第1号に規定する「有価証券の売買その他の取引に関連し有価証券の価格が騰貴することの断定的判断を提供して勧誘する行

「為」に該当すると認められる。

② 勘告に基づいて執られた措置の内容

平成8年8月末現在、報告を受けていない。